

少しずつ暖かくなり春らしさを感じられる頃となりましたが
いかがお過ごしでしょうか。
ご体調崩されませんようご自愛ください。



3月の税務

- 10日（月）
 - ・2月分 住民税特別徴収
源泉所得税納付
- 17日（月）
 - ・令和6年分 所得税確定申告と納付
- 3月31日（月）
 - ・1月決算法人 確定申告と納税
 - ・7月決算法人 中間申告と納税
 - ・4月7月10月決算法人
三か月ごとの中間申告
 - ・2月分社会保険料納付期限
 - 個人事業者 消費税の申告と納付



税金の種類のお話

確定申告の期間も後半を迎えておりますが確定申告で納める税金は、個人の所得税となります。税金と一言でいいますが、様々な種類や分類があります。今回は、税金の種類や分類について少しお話ししたいと思います。税金には、税金を徴収する主体が国である「国税」と地方公共団体が徴収する「地方税」とに分類されます。国税の主なものとしては、法人税、所得税、相続税、贈与税、消費税、酒税、たばこ税、自動車重量税などがあり、地方税の主なものとしては、住民税、事業税、固定資産税、地方消費税、自動車税などがあります。また、税金の分類としては「直接税」と「間接税」という分類があります。「直接税」とは税金を納める義務のある者がその税金を負担する税金となり、「間接税」とは税金の納税義務のある者と実際に納める者が異なる税金のことを言います。「直接税」の例としては税金が一定の期間の間の利益や所得に対して課税される法人税や所得税や住民税などがあげられます。「間接税」の例としては消費税及び地方消費税やたばこ税がその代表的なものとなります。

振替納税の登録はお早めに！

振替納税とは、納税者ご自身名義の預貯金口座からの口座引き落としにより、国税を納付する手続きです。利用に当たっては、e-Taxにより依頼書を提出するか、税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ専用の書面で提出していただく必要があります。

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

① 所得税・消費税の
口座振替の依頼書の提出
(初回のみ)



③ 口座引落し
で納付



○メリット

・納税の手間が省ける

⇒納付書で納付していただく必要がありません。

・本来の納付期日より遅く引き落とされる

⇒今年の納付期日は所得税が3月17日(月)、消費税が3月31日(月)ですが、振替納税はそれぞれ4月23日(水)、4月30日(水)に引き落とされます。

・手数料がかからない

⇒自動的に引き落とされるうえに手数料も無料です。

預貯金口座の変更依頼や振替納税の取りやめ依頼がない場合及び所轄の税務署が変更とならない場合に限り自動的に次回以降も振替納税が行われます。また、転居時は改めて申請手続きをする必要があるため、振替納税を登録されている方で住所が変更された方ご注意ください。



桜の開花予想

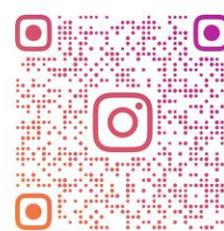
全国的に平年並みか平年より遅めの開花となる地点が多いとのことです。

前回の発表と比べ、2月の気温がさらに低く推移する予想に変わったため、全国的に開花予想日が1~2日程度遅くなっています。

3月25日に東京で開花がスタートし、続いて九州地方、四国地方でも開花し始める予想となっています。西日本では、10月から11月にかけての高温の影響で休眠打破の時期は1週間程度遅くなる見込みです。ちなみに大阪の開花予想日は3月30日頃だそうですよ。



Instagramを
開設いたしました！



URANOKAIKEI

スタッフが毎日
更新していますので
お時間があるときに
のぞいてみてください！